

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和5年で73回目を迎えます。

犯罪や非行に走る 子どもたちの背景を考える

社会を明るくする運動は、犯罪や非行に走る子どもたちだけのことではありませんが、まずは子どもたちに焦点を当ててみます。

少年院に入院する子どもたちについて、以前は、反社会を掲げて暴走行為をしたり、カツアゲをしたりして入るといったイメージが強かったかもしれませんが、最近は、例えば虐待を受けたり、精神疾患を抱えていたり、障害を持っていたり、いじめを受けていたり、貧困だったり、そのような生きづらさを抱えた子どもたちを、大人が特殊詐欺等の犯罪に利用し、その結果として入ってくる子どもが多いとのことです。

彼ら彼女らを見ていくと、認知機能が弱かったり、対人スキルが乏しかったり、身体的に不器用だったりする子どもたちが多くいます。そのため、他者の言動に対して間違っただけの理解や解釈をしてしまい、罪を犯してしまいます。

もちろん、犯罪は許されるものではありませんが、どういった子どもたちが罪を犯しているのか、その背景を知り、早い時期から適切に支援していくことが子どもたち一人ひとりの人権を守ることになり、犯罪を減らしていくことにつながっていくのではないのでしょうか。

なお、少年の刑法犯の検挙数は、減少しています(2009年:約9万人⇒2019年:約2万人)。一方で、少年院を出た人が5年以内に再び少年院や刑務所に入る率は、2000年以降ほぼ横ばいです。

少年の刑法犯の検挙数は減少しても、なぜ罪は繰り返されるのでしょうか。背景には、家庭や社会の中で居場所を失った、少年たちの厳しい現実があるようです。

更生に向けては、「社会の中で居場所をどう作るのか」、そして「社会とのつながりをどう作るのか」、この2つがキーワードになるでしょう。

「居場所」「つながり」がキーワードだね。



できることから はじめてみませんか

一人ひとりにできることが重なりあえば、大きなコミュニティができ、豊かなつながりがつくられていきます。立ち直りの支援の輪に、ぜひ、参加しませんか。

どこからやろうかな…?



理解を深め見守る

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人に対し、偏見を持たず、あたたかい視線で見守る。

寄付で応援する

インターネットで誰でも気軽に寄付できる、立ち直り応援基金に寄付をする。寄付金は、全国の草の根立ち直り支援活動のため、大切に使われる。

SNSフォロー拡散

法務省保護局のツイッターやインスタグラム等で、立ち直り支援に関する様々な発信がされている。再犯防止や更生保護について情報を広く周知し、理解を深める。

イベント等に参加する

- イエローライトアップ運動
大津港花噴水をイエローにライトアップ(大津港にて) 7/14~20 20:00~21:00
- パネル展示
県民サロンにて 7/1~7/31 開庁時
- 社会を明るくする運動って何?
びわこ放送にて5分間、番組内で取り上げられます。 7/6、7/13 17:55~18:00
- 社会を明るくする運動についての紹介
エフエム滋賀(e-radio)にて1分間 7/3 12:16~12:17、7/14 7:42~7:43 など

立ち直りを支援する担い手になる

- 保護司 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。全国に約47,000人います。
- 協力雇用主 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、彼らを雇用しようとする事業主。全国に約25,000人います。
- 更生保護施設 刑務所などを出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた指導や援助を行う民間の施設。
- BBS会 兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア。全国に約4,400人います。
- 更生保護女性会 地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性ボランティア。全国に約13,000人います。
ほかにも、農業事業者、福祉事業者、自助グループなど、立ち直りの担い手は様々です。

学校と保護司との連携

「生徒指導提要」より抜粋
第3章 チーム学校による生徒指導体制 (2)学校と警察・司法 (3)保護司・更生サポートセンター
非行のある少年への対応に当たっては、保護司との連携も考えられます。保護司は、地域のボランティア(身分は非常勤の国家公務員)として、専門的知見を有する法務省の機関である保護観察所の保護観察官と協働しながら、非行や犯罪をした人の生活状況を見守り等の保護観察や、刑務所・少年院に入っている人の帰住先など出所・出院後の生活環境の調整といった立ち直りに向けた支援をしているほか、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を行っています。

参考:法務省HP「第73回社会を明るくする運動」、「ケーキの切れない非行少年たち」宮口幸治著、NHK「クローズアップ現代 ルポ・少年院～少年の更生現場で何が?～」HP、生徒指導提要



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ
第73回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

